

# 商品概要説明書

スーパー定期貯金（単利型）  
（J倶楽部プレミアム付定期貯金）

（令和8年4月1日現在適用中）

1. 商品名	・スーパー定期貯金（単利型）愛称：「J倶楽部プレミアム付定期貯金」
2. ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
3. 期間	・1年 定型方式 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入。通帳式・証書式から選択できます。 ・1口10万円以上 ・口数の上限はなし。1円単位。
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・預入時の店頭表示金利を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れられます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）約定した預入期間が1ヵ月以上3年未満の場合 ① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率 ② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×50%
10. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 この貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきま しては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0778-2 1-2604）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など 苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359） でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所 にお申し出ください。なお、以下の弁護士会には直接お申し立 ていただくことも可能です。</p> <p>福井弁護士会 （電話：0776-23-5255） 京都弁護士会 （電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動化機器で預入はできません。各支店窓口での取扱いのみとなります。</li> <li>・会員カードとして「J倶楽部カード」が発行され、J倶楽部カード提示により コープ各店にてお得な会員特典、またJ倶楽部定期貯金（金利上乘せ商品）を 預け入れることができます。</li> </ul>

・ご不明な点は、当JA窓口までお気軽にお問い合わせください。